

ーハラスメント

お悩み・お困りの方、ご相談ください。

相談受付 https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/



受付:24時間、365日

受付後原則3営業日以内に返信します





SNS相談













カスタマーハラスメントとは 顧客等からの著しい迷惑行為のことです



顧客等からの著しい迷惑行為の例

- ①長時間にわたる拘束
- ②頻繁に来店し、その度に クレームを行う
- ③大声での恫喝、罵声、暴言 の繰り返し
- ④暴力行為や物の破壊行為
- 5脅迫的な言動
- ⑥SNS/インターネット上で の誹謗中傷
- **⑦セクシュアルハラスメント**
- ☆上司に相談しても対応し てくれない

【相談室利用の際の注意点】

- ●日本語のみにご対応いたします。
- ●カスタマーハラスメント悩み相談室は、厚生労働省委託事業であり、ハラ スメントに該当するか否かの判断をすることはできないこととなっておりま す。ご相談なさる方は、その旨ご留意いただきますようお願いいたします。
- ●個人情報の取扱いについては、カスタマーハラスメント悩み相談室の 「このサイトについて」、をご確認願います。